

(別紙)

食品表示基準Q & A (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
食品表示基準Q & A (平成27年 3月30日消食表第140号)	食品表示基準Q & A (平成27年 3月30日消食表第140号)
目次	目次
はじめに～ (生鮮-33) (略)	はじめに～ (生鮮-33) (略)
<u>(生鮮-34) しいたけ(菌床栽培)について、種菌を植え付けた場所(菌床製造地)と子実体の採取地が異なる場合でも、原産地として採取地のみを表示すればよいのですか。</u>	<u>(新設)</u>
(生鮮-35) ～ (生鮮-65) (略)	(生鮮-34) ～ (生鮮-64) (略)
(添加物-1) ～ (附則-4) (略)	(添加物-1) ～ (附則-4) (略)
別添 製造者固有記号・別添 食品の栄養成分データベース構築ガイドライン (略)	別添 製造者固有記号・別添 食品の栄養成分データベース構築ガイドライン (略)
別添 アレルゲンを含む食品に関する表示 (略)	別添 アレルゲンを含む食品に関する表示 (略)
(A-1) ～ (E-10) (略)	(A-1) ～ (E-10) (略)
<u>(E-11) 特定原材料の「落花生」の表示はどのようにすればよいですか。</u>	<u>(新設)</u>
(E-12) ～ (E-19) (略)	(E-11) ～ (E-18) (略)
<u>(E-20) 複合原材料の原材料が3種類以上あり、「その他」と表示した際、「その他」に含まれる食品に特定原材料等が含まれている場合には、個別表示はどのようにアレルギー表示をすればよいですか。</u>	<u>(新設)</u>
(E-21) ～ (E-26) (略)	(E-19) ～ (E-24) (略)
(F-1) ～ (I-9) (略)	(F-1) ～ (I-9) (略)
別添 遺伝子組換え食品に関する事項～別添 原料原産地表示(別表15の1～6) (略)	別添 遺伝子組換え食品に関する事項～別添 原料原産地表示(別表15の1～6) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原－1)～(原原－13) (略)

(原原－14) 食品表示基準別表第4の規定に基づき、原材料をまとめ書きしている場合(「ソース(〇〇、△△)」等)、どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(原原－15)～(原原－68) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示～別添 魚介類の名称のガイドライン (略)

別添 玄米及び精米に関する事項

(玄米精米－1) (略)

(玄米精米－2) 食品表示基準の一部改正により、令和2年3月27日から、精米年月旬表示が認められることとなりましたが、その効果を教えてください。

(玄米精米－3) 産年及び精米時期を欄外に表示する場合の方法を教えてください。

(玄米精米－4) 精米時期は、どのように表示すればいいのですか。次のような表示方法では、差し支えありませんか。

- ① R02.10.01
- ② 2.10.上旬
- ③ 20.10.01
- ④ 2020.10.上旬

(玄米精米－5) 年月旬とは具体的にどのように表示すればいいのですか。

(玄米精米－6)～(玄米精米－30) (略)

(玄米精米－31) 精米時期又は輸入時期が異なるものを混合した場合、精米時期又は輸入時期をどのように表示すればいいのですか。

(玄米精米－32)～(玄米精米－35) (略)

(玄米精米－36) 食品表示基準の一部改正により、令和2年3月27日から、精米年月日表示から精米時期表示になりましたが、改正前の「精米年月日」

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原－1)～(原原－13) (略)

(新設)

(原原－14)～(原原－67) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示～別添 魚介類の名称のガイドライン (略)

別添 玄米及び精米に関する事項

(玄米精米－1) (略)

(新設)

(玄米精米－2) 産年及び精米年月日を欄外に表示する場合の方法を教えてください。

(玄米精米－3) 精米年月日は、どのように表示すればいいのですか。次のような表示方法では、差し支えありませんか。

- ① R01.10.01
- ② 元.10.01
- ③ 19.10.01
- ④ 2019.10.01

(新設)

(玄米精米－4)～(玄米精米－28) (略)

(玄米精米－29) 精米年月日又は輸入年月日が異なるものを混合した場合、精米年月日又は輸入年月日をどのように表示すればいいのですか。

(玄米精米－30)～(玄米精米－33) (略)

(新設)

と表示した食品表示基準別記様式4を使用した米袋はいつまで使うことができますか。

(玄米精米-37)「精米年月日」と表示した様式であっても、精米年月旬表示を行うことはできますか。

はじめに～(加工-137) (略)

(加工-138) 省略規定が適用される食品を具体的に教えてください。

(答)

省略規定は、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品の表示を省略できることとしたものですが、本省略規定の対象となる食品は、以下のとおりです。

- ① (健康増進法第43条第1項の規定に基づく特別用途食品の) 乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳
- ② (健康増進法第43条第1項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち) アレルゲン除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児(1歳未満)を対象とした粉乳及び液状乳
- ③ (略)

(加工-139)～(加工-199) (略)

(加工-200) 義務表示、推奨表示、任意表示のそれぞれの位置付け及び定義について具体的に教えてください。また、アレルゲンを含む食品でいう推奨表示と栄養成分表示でいう推奨表示との違いについても教えてください。

(答)

義務表示となっている事項は基準に沿った表示がなされていない場合、食品表示法に基づく行政措置の対象となります。一方で、推奨表示、任意表示事項は表示をする義務はありませんが、表示を行う場合には食品表示基準に沿った方法で表示する必要がある、これが守られていない場合は同じく行政措置の対象となります。推奨表示、任意表示について、行政措置との関係において何ら取り扱いの違いはありません。栄養表示における推奨表示は事業者における表示の実行可能性の観点から表示の義務は課さないものの、国民の摂取状況、生活習慣病との関連等の観点から消費者における表示の必要性が高いと考えられ、将来的な表示義務化を見据えてその他の任意表示成分より優先度が高いものとして規定しています。

アレルゲンの表示は、重篤度・症例数の多い7品目(特定原材料)については食品表示基準で表示を義務付けし、過去に一定の頻度で健康被害が見られた21品目については、通知により表示を推奨しています。通知による位置付けのため、基準に従った表示がされていない場合でも、食品表示法違反となることはありません。

(新設)

はじめに～(加工-137) (略)

(加工-138) 省略規定が適用される食品を具体的に教えてください。

(答)

省略規定は、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品の表示を省略できることとしたものですが、本省略規定の対象となる食品は、以下のとおりです。

- ① (健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途食品の) 乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳
- ② (健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち) アレルゲン除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児(1歳未満)を対象とした粉乳及び液状乳
- ③ (略)

(加工-139)～(加工-199) (略)

(加工-200) 義務表示、推奨表示、任意表示のそれぞれの位置付け及び定義について具体的に教えてください。また、アレルゲンを含む食品でいう推奨表示と栄養成分表示でいう推奨表示との違いについても教えてください。

(答)

義務表示となっている事項は基準に沿った表示がなされていない場合、食品表示法に基づく行政措置の対象となります。一方で、推奨表示、任意表示事項は表示をする義務はありませんが、表示を行う場合には食品表示基準に沿った方法で表示する必要がある、これが守られていない場合は同じく行政措置の対象となります。推奨表示、任意表示について、行政措置との関係において何ら取り扱いの違いはありません。栄養表示における推奨表示は事業者における表示の実行可能性の観点から表示の義務は課さないものの、国民の摂取状況、生活習慣病との関連等の観点から消費者における表示の必要性が高いと考えられ、将来的な表示義務化を見据えてその他の任意表示成分より優先度が高いものとして規定しています。

アレルゲンの表示は、重篤度・症例数の多い7品目(特定原材料)については食品表示基準で表示を義務付けし、過去に一定の頻度で健康被害が見られた20品目については、通知により表示を推奨しています。通知による位置付けのため、基準に従った表示がされていない場合でも、食品表示法違反となることはありません。

せんが、食品表示基準に準じて積極的に表示を行うことが望まれます。

(加工-201) ~ (生鮮-16) (略)

(生鮮-17) 食肉の原産国名の表示の仕方について、米国産をUSAやUSと表示することは認められますか。

(答)

1 (略)

2 したがって、米国産をUSAやUSと表示することは、原則的には認められません。ただし、(別添新たな原料原産地表示制度(原原-22))で示している記号を用いた表示は可能です。

(略)

(生鮮-18) ~ (生鮮-33) (略)

(生鮮-34) しいたけ(菌床栽培)について、種菌を植え付けた場所(菌床製造地)と子実体の採取地が異なる場合でも、原産地として採取地のみを表示すればよいのですか。

(答)

農産物については、原産地として採取地を表示することになります。

しかしながら、消費者は通常、作付地と採取地は同一であると認識していますので、消費者の誤認を招かないよう、しいたけ(菌床栽培)について、種菌を植え付けた場所と採取地が異なる場合は、採取地、栽培方法と併せて種菌を植え付けた場所も採取地とは区別して、国内で種菌を植え付けた場合は都道府県名、外国で植え付けた場合は当該国名を表示することが望ましいと考えます。

(生鮮-35) ~ (生鮮-64) (略)

(生鮮-65) 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際に必要な表示を教えてください。

(答)

記載事項は以下のとおりです。

1・2 (略)

3 個別事項(品目が該当する場合に限る。)

表示内容は食品表示基準別表第24を参照してください。

⑤~⑦ (略)

⑧生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳に関する事項

せんが、食品表示基準に準じて積極的に表示を行うことが望まれます。

(加工-201) ~ (生鮮-16) (略)

(生鮮-17) 食肉の原産国名の表示の仕方について、米国産をUSAやUSと表示することは認められますか。

(答)

1 (略)

2 したがって、米国産をUSAやUSと表示することは、原則的には認められません。ただし、(別添新たな原料原産地表示制度(原原-21))で示している記号を用いた表示は可能です。

(略)

(生鮮-18) ~ (生鮮-33) (略)

(新設)

(生鮮-34) ~ (生鮮-63) (略)

(生鮮-64) 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際に必要な表示を教えてください。

(答)

記載事項は以下のとおりです。

1・2 (略)

3 個別事項(品目が該当する場合に限る。)

表示内容は食品表示基準別表第24を参照してください。

⑤~⑦ (略)

⑧生乳、生山羊乳及び生めん羊乳に関する事項

⑨～⑭ (略)

なお、文字の大きさ等は、食品表示基準第22条第1項(第3号を除く。)の規定に準じて表示することとなります。

(添加物-1)～(附則-4) (略)

別添 製造者固有記号

(固有記号-1)～(固有記号-27) (略)

(固有記号-28) 製造所に係る届出情報に変更が生じた場合や製造所固有記号の使用を中止する場合は、速やかに届出を行うこととされていますが、変更や中止した日から何日以内に届け出る必要がありますか。

(答)

変更や廃止の届出は、その原因となる事実が発生した後、遅滞なく行ってください。なお、変更の届出が完了するまでの日数については、(固有記号-45)を参照願います。また、廃止の届出については、届出と同時に手続が完了いたしません。廃止された記号は使用できないことに御留意ください。

(固有記号-29)～(固有記号-44) (略)

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

(答)

製造所固有記号届出データベースで実施可能な業務は、

- ① 食品関連事業者に関する基本情報登録・変更
- ② 製造所に係る製造所固有記号届出情報の登録・変更・更新
- ③ 製造所に係る製造所固有記号届出情報の廃止

の3つです。

消費者庁における標準的な審査事務処理期間については、各々受付番号が割り振られてから、①については2～3日程度、②については2～3週間程度を要しますが、届出の混雑状況によってはこれ以上に時間を要する場合がありますので、届出に当たっては販売スケジュールを考慮の上、余裕をもったスケジュールで行ってください。③については、廃止の届出を行ったと同時に手続は完了しますので、操作誤りに御注意願います(廃止した記号は使用できないことに御留意ください。)

なお、製品の製造が確定した製造所の届出に製造計画書を添付する場合は、当庁ウェブサイトに掲載*している製造計画書の様式(エクセルファイル形式)を用いてください。

■製造計画書とは

⑨～⑭ (略)

なお、文字の大きさ等は、食品表示基準第22条第1項(第3号を除く。)の規定に準じて表示することとなります。

(添加物-1)～(附則-4) (略)

別添 製造者固有記号

(固有記号-1)～(固有記号-27) (略)

(固有記号-28) 製造所に係る届出情報に変更が生じた場合や製造所固有記号の使用を中止する場合は、速やかに届出を行うこととされていますが、変更や中止した日から何日以内に届け出る必要がありますか。

(答)

変更や廃止の届出は、その原因となる事実が発生した後、遅滞なく行ってください。

(固有記号-29)～(固有記号-44) (略)

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

(答)

製造所固有記号届出データベースで実施可能な業務は、

- ① 食品関連事業者に関する基本情報登録・変更
- ② 製造所に係る製造所固有記号届出情報の登録・変更・更新・廃止(新設)

の2つです。

経過措置期間の終了が目前に迫り、現在、固有記号の届出が集中しており、その処理に時間を要しております。そのため、これから届出を行う食品関連事業者につきましては、期間に十分な余裕をもって届出をしてください。現在の届出件数と処理状況から、令和元年12月27日(金)までに届出されたものについては、令和元年度内に審査が完了いたしますが、それ以降に届出されたものについては、審査完了が年度をまたぐ可能性があります。

製造所固有記号は、同一製品を2以上の製造所で製造している場合に届け出ることができますが、届出時に一つの製造所で製造している場合であっても、有効期間内に同一製品を別の製造所で製造することが予定されている場合は、その予定されている製造所に関する製造計画書を添付して届け出ることができます。製造計画書を利用する場合は、所定の様式を必ず使用した上で、必要事項を記載して届出に添付してください。

※ https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/pdf/unique_code_manual_190710_0001.xlsx

(固有記号-46)～(固有記号-54) (略)

別添 食品の栄養データベースの構築ガイドライン (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

(A-1)～(B-3) (略)

(B-4) 特定原材料等による表示で食品表示基準によるものと通知によるものがあるようですが、その違いは何ですか。

(答)

特定原材料等28品目中でも実際のアレルギー発症数、重篤度等に差異があるため、法令で表示を義務付けるものと、通知で表示を推奨するものとの規定を分けることが現実的であると考え、以下のように分類することとしています。

28品目の中でも特に重篤度・症例数の多い7品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ))の表示については食品表示基準で規定し、法令で表示を義務付けています。

28品目の中で、アレルギー疾患を引き起こすアレルゲンを含むことが知られていますが、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられますが、特定原材料に比べると少なく、現段階では科学的知見が必ずしも十分ではない21品目に関しては、特定原材料に準ずるものとして通知により表示を行うことを推奨することとしています。

「ゼラチン」に関しては、牛肉・豚肉由来であることが多く、これらは特定原材料に準ずるものであるため、元々表示をすべきものですが、ゼラチンそのものによりアレルギー疾患が起こることと、過去のパブリックコメントにおいて単独表示(「ゼラチン」としての表示。)の要望も多かったことから、1品目として項目を立てることとしました。(D-18、E-14参照)

(固有記号-46)～(固有記号-54) (略)

別添 食品の栄養データベースの構築ガイドライン (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

(A-1)～(B-3) (略)

(B-4) 特定原材料等による表示で食品表示基準によるものと通知によるものがあるようですが、その違いは何ですか。

(答)

特定原材料等28品目中でも実際のアレルギー発症数、重篤度等に差異があるため、法令で表示を義務付けるものと、通知で表示を推奨するものとの規定を分けることが現実的であると考え、以下のように分類することとしています。

28品目の中でも特に重篤度・症例数の多い7品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ))の表示については食品表示基準で規定し、法令で表示を義務付けています。

28品目の中で、アレルギー疾患を引き起こすアレルゲンを含むことが知られていますが、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられますが、特定原材料に比べると少なく、現段階では科学的知見が必ずしも十分ではない21品目に関しては、特定原材料に準ずるものとして通知により表示を行うことを推奨することとしています。

「ゼラチン」に関しては、牛肉・豚肉由来であることが多く、これらは特定原材料に準ずるものであるため、元々表示をすべきものですが、ゼラチンそのものによりアレルギー疾患が起こることと、過去のパブリックコメントにおいて単独表示(「ゼラチン」としての表示。)の要望も多かったことから、1品目として項目を立てることとしました。(D-18、E-13参照)

(略)

(B-5) ~ (D-5) (略)

(D-6) 特定原材料の「乳」の範囲を教えてください。

(答)

特定原材料のうち、「乳」に関しては牛の乳より調整、製造された食品全てに関して表示が必要となります。牛以外の乳（山羊乳、めん羊乳、水牛乳等）は表示の対象外とします。

「乳」に関しては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）に定義されています。乳等省令では、乳は、牛以外のものを除くと、「生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳」と、乳製品は「クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料」とされています。

これらは個々に定義されていて、定義に当てはまらないものは個々の品名で表示できないこととなっています。よって、乳を主原料としていても、これらの定義に当てはまらない食品については、「乳又は乳製品を主原料とする食品」と分類されています。

これら、乳、乳製品、乳又は乳製品を主原料とする食品、その他乳等を（微量であっても）原料として用いられている食品を対象としています。

(D-7) ~ (E-10) (略)

(E-11) 特定原材料の「落花生」の表示はどのようにすればよいですか。

(答)

「落花生」のアレルギー表示は、「落花生を含む」、「ピーナッツを含む」又は「落花生（ピーナッツ）を含む」と表示します。具体的には以下のとおり表示してください。

(個別表示の場合)

【表示例】△△△（落花生を含む）

△△△（ピーナッツを含む）

△△△（落花生（ピーナッツ）を含む）

(略)

(B-5) ~ (D-5) (略)

(D-6) 特定原材料の「乳」の範囲を教えてください。

(答)

特定原材料のうち、「乳」に関しては牛の乳より調整、製造された食品全てに関して表示が必要となります。牛以外の乳（山羊乳、めん羊乳等）は表示の対象外とします。

「乳」に関しては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）に定義されています。乳等省令では、乳は、牛以外のものを除くと、「生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳」と、乳製品は「クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料」とされています。

これらは個々に定義されていて、定義に当てはまらないものは個々の品名で表示できないこととなっています。よって、乳を主原料としていても、これらの定義に当てはまらない食品については、「乳又は乳製品を主原料とする食品」と分類されています。

これら、乳、乳製品、乳又は乳製品を主原料とする食品、その他乳等を（微量であっても）原料として用いられている食品を対象としています。

(D-7) ~ (E-10) (略)

(新設)

(一括表示の場合)

【表示例】 □□、△△△、(一部に落花生を含む)

□□、△△△、(一部にピーナッツを含む)

□□、△△△、(一部に落花生(ピーナッツ)を含む)

(E-12) ~ (E-19) (略)

(E-20) 複合原材料の原材料が3種類以上あり、「その他」と表示した際、「その他」に含まれる食品に特定原材料等が含まれている場合には、個別表示ではどのようにアレルギー表示をすればよいですか。

(答)

「その他」は食品名ではないため、「その他」の直後に括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示することは好ましくありません。このため、「その他」と省略せず、使用した原材料を全て表示し、当該原材料に括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示するか、複合原材料そのものに括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示してください。

具体的な表示方法は以下のとおりです。

(個別表示の場合)

【表示例】 △△△、煮物(レンコン、にんじん、ごぼう、砂糖、しょうゆ(大豆・小麦を含む))、□□□、××××

【表示例】 △△△、煮物(レンコン、にんじん、ごぼう、その他)(大豆・小麦を含む)、□□□、××××

(一括表示の場合)

【表示例】 △△△、煮物(レンコン、にんじん、ごぼう、その他)、□□□、××××、(一部に大豆・小麦を含む)

(E-21) ~ (E-23) (略)

(E-24) 特定原材料等を使用していない旨の表示について具体的に教えてください。

(答)

(E-23) のとおり、アレルギー表示の対象が、特定原材料7品目又は特定原材料に準ずるものを含む28品目であるかを明確に表示するよう努めることとしています。

また、「特定原材料に準ずるものを含むであろう」とアレルギー疾患を有する者が社会通念に照らし認識する食品については、当該特定原材料に準ずるものを使用せずに当該食品を製造等した場合であって、それが製造記録等により適切に

(E-11) ~ (E-18) (略)

(新設)

(E-22) 特定原材料等を使用していない旨の表示について具体的に教えてください。

(答)

(E-21) のとおり、アレルギー表示の対象が、特定原材料7品目又は特定原材料に準ずるものを含む28品目であるかを明確に表示するよう努めることとしています。

また、「特定原材料に準ずるものを含むであろう」とアレルギー疾患を有する者が社会通念に照らし認識する食品については、当該特定原材料に準ずるものを使用せずに当該食品を製造等した場合であって、それが製造記録等により適切に

確認できる場合には、当該特定原材料に準ずるものを使用していない旨を表示することが望ましいと考えていることから、「使用していない旨」を一括表示枠外に表示してください。

例えば、一般に「フルーツミックスジュース」には「りんご（特定原材料に準ずるもの）」を使用していますが、「りんご」を使用しないで「フルーツミックスジュース」を製造したことが適切に確認された場合には、「本品はりんごを使っています。」と表示してください。

なお、特定原材料等を使用していないと消費者が一般的に認識する場合、例えば、ミネラルウォーターに大豆を使用していない場合にまで、「本品は大豆（特定原材料に準ずるもの）を使っています。」と表示する必要はありません。

(E-25)・(E-26) (略)

(F-1) 特定原材料等に関する表示は必ず定められた表示方法で表示しなければならないのですか。

(答)
(略)

※代替表記及びその拡大表記

- ① 代替表記：特定原材料等と表示方法や言葉が違うが、特定原材料等と同じものであることが理解できる表記
- ② 拡大表記：①に掲げる代替表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが理解できる表記例

1) (略)

2) さけ

「鮭」、「サーモン」、「しゃけ」等の表記であっても、特定原材料に準ずるものである「さけ」を使用していると理解できるので、これらは代替表記として認めます。しかし、「ます」では一般に「さけ」を示しているとは理解できないので、代替表記としては認められません（→さけ、ますの定義については【D-15参照】）。「からふとます（さけ）」等のように「さけ」であることを示してください。代替表記を拡大し、「鮭フレーク」、「スモークサーモン」により特定原材料等に関する表記とすることはできます。

3) (略)

確認できる場合には、当該特定原材料に準ずるものを使用していない旨を表示することが望ましいと考えていることから、「使用していない旨」を一括表示枠外に表示してください。

例えば、一般に「フルーツミックスジュース」には「りんご（特定原材料に準ずるもの）」を使用していますが、「りんご」を使用しないで「フルーツミックスジュース」を製造したことが適切に確認された場合には、「本品はりんごを使っています。」と表示してください。

なお、特定原材料等を使用していないと消費者が一般的に認識する場合、例えば、ミネラルウォーターに大豆を使用していない場合にまで、「本品は大豆（特定原材料に準ずるもの）を使っています。」と表示する必要はありません。

(E-23)・(E-24) (略)

(F-1) 特定原材料等に関する表示は必ず定められた表示方法で表示しなければならないのですか。

(答)
(略)

※代替表記及びその拡大表記

- ① 代替表記：特定原材料等と表示方法や言葉が違うが、特定原材料等と同じものであることが理解できる表記
- ② 拡大表記：①に掲げる代替表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが理解できる表記例

1) (略)

2) さけ

「鮭」、「サーモン」、「しゃけ」等の表記であっても、特定原材料に準ずるものである「さけ」を使用していると理解できるので、これらは代替表記として認めます。しかし、「ます」では一般に「さけ」を示しているとは理解できないので、代替表記としては認められません（→さけ、ますの定義については【D-14参照】）。代替表記を拡大し、「鮭フレーク」、「スモークサーモン」により特定原材料等に関する表記とすることはできません。

3) (略)

(F-2) ~ (I-9) (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項・別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項 (略)

別添 原料原産地表示 (別表15の1~6)

(全般-1) ~ (問4-5) (略)

(問5-1) 食品表示基準別表第15の1の「(5) 緑茶及び緑茶飲料」の範囲を教えてください。

(答)

1・2 (略)

《参考》公益社団法人日本茶業中央会の緑茶の表示基準による名称の定義

煎茶：茶葉を蒸熱、揉捻、乾燥して製造したもの

深蒸し煎茶：煎茶と同様な製造で、茶葉の蒸し時間を煎茶の2倍以上の時間で製造したもの

玉露：一番茶の新芽が伸び出した頃からよしず棚などにコモ、藁、寒冷紗などの被覆資材で20日程度覆って、ほぼ完全に日光を遮った茶園(「覆下園」)から摘採した茶葉を煎茶と同様に製造したもの

かぶせ茶：摘採前7日程度藁や寒冷紗などの被覆資材で覆った茶園から摘採した茶葉を煎茶と同様に製造したもの

蒸し製玉緑茶(グリ茶)：煎茶と同様な製造であるが、揉捻の工程のうち精捻工程を再乾機等に代えて製造したもの

釜炒り製玉緑茶(釜炒り茶)：煎茶の工程の蒸熱に代えて炒り、勾玉状の形状に製造したもの

番茶又は川柳：新芽が伸びて硬くなった茶葉や古葉、茎などを原料として製造したもの及び茶期(一番茶、二番茶、三番茶など)との間に摘採した茶葉を製造したもの

(削除)

抹茶：碾茶(覆下栽培した茶葉を碾茶炉等で揉まずに乾燥したもの)を茶臼等で微粉末状に製造したもの *注

粉茶：仕上げ工程でふるい分けされた粉末状の茶をいう。荒粉、切断された葉を含む。

芽茶：煎茶や玉露の仕上げ加工の工程で篩分けされた芽先のもの

茎茶又は棒茶：荒茶の仕上げ工程で木茎分離機などで選別された茶の茎や葉柄

(F-2) ~ (I-9) (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項・別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項 (略)

別添 原料原産地表示 (別表15の1~6)

(全般-1) ~ (問4-5) (略)

(問5-1) 食品表示基準別表第15の1の「(5) 緑茶及び緑茶飲料」の範囲を教えてください。

(答)

1・2 (略)

《参考》公益社団法人日本茶業中央会の緑茶の表示基準による名称の定義

煎茶：茶葉(自然光下で栽培し、摘採した茶葉)を蒸熱、揉捻、乾燥して製造したもの

深蒸し煎茶：煎茶と同様な製造であるが、茶葉の蒸し時間を煎茶の2倍以上の時間で製造したもの

玉露：一番茶の新芽が伸び出した頃からよしず棚などに藁や寒冷紗などで茶園を20日前後覆い、ほぼ完全に日光を遮った茶園(「覆下園」)から摘採した茶葉を煎茶と同様に製造したもの

かぶせ茶：摘採前7日前後に藁や寒冷紗などで覆った茶園から摘採した茶葉を煎茶と同様に製造したもの

(新設)

(新設)

番茶又は川柳：新芽が伸びて硬くなった茶葉や古葉、茎などを原料として製造したもの及び茶期(一番茶、二番茶、三番茶など)との間に摘採した茶葉を製造したもの

玉緑茶(グリ茶)又は釜炒り茶：煎茶と同様な製造であるが、揉捻の工程のうち精揉工程を省略して製造したもの。(グリ茶ともいう。)釜炒り茶は、製造工程で茶葉を蒸熱に代えて炒って製造したもの

(新設)

粉茶：荒茶の仕上げ工程でふるい分けされた粉末状の茶で、20号篩下、60号篩上のもの。荒粉、切断された茶を含む。

芽茶：煎茶や玉露の仕上げ加工の工程で篩分けされた芽先のもの

茎茶又は棒茶：荒茶の仕上げ工程で木茎分離器などで選別された茶の茎や葉柄

を多く含む茶をいう

粉末茶：茶を粉砕機等により粉末にしたもの

ほうじ茶：煎茶や番茶などを強い火で焙って製造したもの

玄米茶：煎茶や番茶などに炒った米を加えたもの

(削除)

(削除)

(削除)

混合茶：異なった茶種を混合したもの。最も重量の多いお茶を末尾に記入する。(〇〇入り××茶を記載)

固形茶：粉茶に水を加えて固めたもの

インスタントティー：緑茶から水溶性固形成分を抽出し、これを濃縮、乾燥し、粉末状又は粒状にしたもの

*「注」について

抹茶（碾茶）については、緑茶表示適正化推進委員会が名称及び定義を検討するに当たり、以下の用語の内容を整理し意識統一したものである。

1 名称は抹茶とする。定義は、碾茶を茶臼等で微粉末状に製造したもの。

2 「碾茶」とは、摘採期前に棚施設等を利用して茶園をよしず、コモ、寒冷紗などの被覆資材で2～3週間程度覆った「覆下茶園」から摘採した茶葉を蒸熱し、揉まないで碾茶炉等で乾燥させて製造したもの。

この用語は、次のものを含むものとする。

① 覆下茶園には、新資材・簡易な被覆方法などの栽培管理技術など。

② 碾茶炉等には、次に示す機能を備えた非煉瓦製碾茶機など。

「碾茶炉」とは、広がった状態の茶葉（蒸葉）が、コンベア上に散布され、コンベアがトンネル状の乾燥室を通過する間に、内部の輻射・伝熱と熱風で茶葉が加熱乾燥される装置。乾燥室内には、通常3～5段のコンベアが備えられている。

なお、碾茶炉等で揉まないで乾燥された秋碾茶、モガ茶等の原料茶葉は、食品加工用碾茶と称して専ら食品加工用原料に供されるものと理解する。

3 「茶臼」とは、碾茶を微粉末化して抹茶にするために用いる石臼をいう。

なお、茶臼等には、材料粉砕方法は問わないが石臼に準じた機能を備えているものを含む。

(問5-2)～(表示方法-10) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1)～(原原-10) (略)

柄、又は荒茶の仕上げ工程で篩分けられた赤茎を言う

(新設)

ほうじ茶：煎茶や番茶などを強い火で焙って製造したもの

玄米茶：煎茶や番茶に焙った米を加えたもの。米の割合は、製品全体の重量の50%以内とする。

抹茶：覆下栽培した茶葉を揉まずに乾燥した茶葉（碾茶）を茶臼で挽いて微粉末状に製造したもの

粉末茶：茶を粉末にしたもの。ティーバッグ又はそのまま飲用する他、食品加工用の原料になるもの

抹茶入り玄米茶：玄米茶に抹茶を加えたもの

(新設)

固形茶：粉茶に水を加えて固めたもの

インスタントティー：緑茶から水溶性固形成分を抽出し、これを濃縮、乾燥し、粉末状又は粒状にしたもの

(新設)

(問5-2)～(表示方法-10) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1)～(原原-10) (略)

(原原-11) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の2の規定に基づき、複数の加工食品A、Bが個別に包装されるなど、分けられ、それを組み合わせて1つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品A、Bに区別して原材料表示をしている場合、どの原材料に原産地の表示義務がありますか。

(答)

1 (略)

2 この場合、同じ原材料がA、Bそれぞれに使用されているなど、製品全体で見ると同じ原材料が複数回表示されることがありますが、当該原材料を合算して比較する必要はありません。

3・4 (略)

(原原-13) (略)

(原原-14) 食品表示基準別表第4の規定に基づき、原材料をまとめ書きしている場合(「ソース(〇〇、△△)」等)、どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(答)

1 個別の規定に基づき、「ソース(〇〇、△△)」、「衣(〇〇、△△)」、「めん(〇〇、△△)」、「具(〇〇、△△)」等、まとめ書きしている場合、原材料単位で見ると重量割合上位1位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。

2 この場合、まとめ書きすることにより、製品全体で見ると同じ原材料が複数回表示されることがありますが、当該原材料を合算して比較する必要はありません。

(原原-15) ~ (原原-19) (略)

(原原-20) 原料原産地の表示について、原料原産地を国名以外で表示することはできますか。

(答)

1 (略)

2 輸入品では、「原産国名」を表示することとされていますので、「大括り表示」が認められる場合((原原-32)参照)を除き、他の表示で代替することはできません。なお、「原産国名」に加えて、地域名を併記することは可能で

(原原-11) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の2の規定に基づき、複数の加工食品A、Bが個別に包装されるなど、分けられ、それを組み合わせて1つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品A、Bに区別して原材料表示をしている場合、どの原材料に原産地の表示義務がありますか。

(答)

1 (略)

2 なお、同じ原材料がA、Bそれぞれに使用されているなど、製品全体で見ると同じ原材料が複数回表示される場合には、合算は行わないこととします。

3・4 (略)

(原原-13) (略)

(新設)

(原原-14) ~ (原原-18) (略)

(原原-19) 原料原産地の表示について、原料原産地を国名以外で表示することはできますか。

(答)

1 (略)

2 輸入品では、「原産国名」を表示することとされていますので、「大括り表示」が認められる場合((原原-31)参照)を除き、他の表示で代替することはできません。なお、「原産国名」に加えて、地域名を併記することは可能で

す。

また、輸入した水産物の場合は、「原産国名」に水域名を併記することが可能です。

(原原-21) 原料原産地名の表示について、国名を「略称」等では表示することはできますか。また、米国をUSAやUSと表示することはできますか。

(答)

1 (略)

2 したがって、米国産をUSAやUSと表示することは、原則的には認められません(ただし、(原原-22) 又は(原原-34) の場合を除きます。)

(略)

(原原-22)・(原原-23) (略)

(原原-24) 一括表示内に原料原産地を表示する際、食品表示基準第7条の規定による使用割合の併記は必要ですか。

(答)

1 食品表示基準第3条第2項の表の規定に基づき(すなわち、(原原-17) 以降に示す表示の方法により)原料原産地名を表示する場合には、重量割合上位2位以下の原材料に任意で表示する場合を含め、使用割合の表示は必要ありません。

2 (略)

(原原-25)～(原原-27) (略)

(原原-28) 「又は表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1～3 (略)

4 また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。(原原-37) 参照

(略)

(原原-29) 「又は表示」は、都道府県名による原産地表示でも使用できますか。

(答)

す。

また、輸入した水産物の場合は、「原産国名」に水域名を併記することが可能です。

(原原-20) 原料原産地名の表示について、国名を「略称」等では表示することはできますか。また、米国をUSAやUSと表示することはできますか。

(答)

1 (略)

2 したがって、米国産をUSAやUSと表示することは、原則的には認められません(ただし、(原原-21) 又は(原原-33) の場合を除きます。)

(略)

(原原-21)・(原原-22) (略)

(原原-23) 一括表示内に原料原産地を表示する際、食品表示基準第7条の規定による使用割合の併記は必要ですか。

(答)

1 食品表示基準第3条第2項の表の規定に基づき(すなわち、(原原-16) 以降に示す表示の方法により)原料原産地名を表示する場合には、重量割合上位2位以下の原材料に任意で表示する場合を含め、使用割合の表示は必要ありません。

2 (略)

(原原-24)～(原原-26) (略)

(原原-27) 「又は表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1～3 (略)

4 また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。(原原-36) 参照

(略)

(原原-28) 「又は表示」は、都道府県名による原産地表示でも使用できますか。

(答)

1 原材料が国産のみの場合、都道府県名などを用いて「X県又はY県」のように「又は表示」を行うことは可能です。認められる条件については、(原原-27) 及び (原原-28) の国単位での考え方を準用してください。

2 (略)

(原原-30) ~ (原原-34) (略)

(原原-35)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のハの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。

(答)

「大括り表示」の認められる条件((原原-32)参照)を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示が困難な場合であって、「又は表示」の認められる条件((原原-27)参照)を満たす場合に限り認められます。

(略)

(原原-36)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1 (略)

2 また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。((原原-37)参照)

(略)

(原原-37)「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」において、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。

(答)

1 (略)

2 過去の一定期間における産地別使用実績順に表示する場合の注意書きについては、

①~⑭ (略)

等が考えられます。(原原-27)のとおり、遡ることができる期間は、表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から3年以内である

1 原材料が国産のみの場合、都道府県名などを用いて「X県又はY県」のように「又は表示」を行うことは可能です。認められる条件については、(原原-26) 及び (原原-27) の国単位での考え方を準用してください。

2 (略)

(原原-29) ~ (原原-33) (略)

(原原-34)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のハの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。

(答)

「大括り表示」の認められる条件((原原-31)参照)を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示が困難な場合であって、「又は表示」の認められる条件((原原-26)参照)を満たす場合に限り認められます。

(略)

(原原-35)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1 (略)

2 また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。((原原-36)参照)

(略)

(原原-36)「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」において、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。

(答)

1 (略)

2 過去の一定期間における産地別使用実績順に表示する場合の注意書きについては、

①~⑭ (略)

等が考えられます。(原原-26)のとおり、遡ることができる期間は、表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から3年以内である

ため、例えば、製造年が令和元年であれば、平成28年、平成29年、平成30年の3年の中で事業者が定める1年以上の過去の実績を注意書きに使用することができます。

なお、賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。

3～5 (略)

(原原-38) 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。

(答)

1 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として、以下の資料を保管する必要があります。

① (略)

② 当該製品に用いる原材料について、(原原-27) や (原原-32) の方法に基づく過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料

③・④ (略)

2～4 (略)

(原原-39) (略)

(原原-40) 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。

(答)

1 (原原-27)、(原原-32)、(原原-38) のとおり、「又は表示」や「大括り表示」等ができる条件の1つとして、食品表示基準第41条の努力義務の規定とは別に、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料や、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料の保管が定められています。

2・3 (略)

(原原-41) (略)

(原原-42) 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

(答)

ため、例えば、製造年が令和元年であれば、平成28年、平成29年、平成30年の3年の中で事業者が定める1年以上の過去の実績を注意書きに使用することができます。

なお、賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。

3～5 (略)

(原原-37) 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。

(答)

1 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として、以下の資料を保管する必要があります。

① (略)

② 当該製品に用いる原材料について、(原原-26) や (原原-31) の方法に基づく過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料

③・④ (略)

2～4 (略)

(原原-38) (略)

(原原-39) 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。

(答)

1 (原原-26)、(原原-31)、(原原-37) のとおり、「又は表示」や「大括り表示」等ができる条件の1つとして、食品表示基準第41条の努力義務の規定とは別に、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料や、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料の保管が定められています。

2・3 (略)

(原原-40) (略)

(原原-41) 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 製造地表示をする国が複数ある場合は、国別重量順表示を基本とし、必ず国名ごとに「製造」の文字を付してください。(「ドイツ、ブラジル製造」のような表示は認められません。)また、中間加工原材料名の次に括弧をつけて「○○製造」と中間加工原材料名に対応させた表示が必要です。すなわち、例えば「りんご(ドイツ製造)」のように、生鮮原材料名に対応させて「○○製造」と表示することはできません。ただし、例3のような表示を行うことは可能です。

4 (略)

5 その他の表示方法については、生鮮原材料と同じです。すなわち、(原原-20)で示したように、「国内製造」の表示に代えて、「○○県製造」といった都道府県での表示をすることができます。

《例1：中間加工原材料の製造地表示》・《例2：中間加工原材料の製造地表示(原料原産地名の事項欄を設けて表示)》 (略)

《例3：中間加工原材料の製造地表示(一括表示枠内に表示することが困難な場合、記載箇所を明記の上で別の箇所に表示)》
(りんご果汁を購入し、使用している場合)

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名	りんご果汁の製造地は、この面の下部に記載
内容量	500ml
賞味期限	この面の下部に記載
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

上段：賞味期限
下段：りんご果汁の製造地

2020. 3. 31
ドイツ、ハンガリー

《例4：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示》～《例6：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を原料原産地名の事項欄を設けて表示する際、当

1・2 (略)

3 製造地表示をする国が複数ある場合は、国別重量順表示を基本とし、必ず国名ごとに「製造」の文字を付してください。(「ドイツ、ブラジル製造」のような表示は認められません。)また、中間加工原材料名の次に括弧をつけて「○○製造」と中間加工原材料名に対応させた表示が必要です。すなわち、例えば「りんご(ドイツ製造)」のように、生鮮原材料名に対応させて「○○製造」と表示することはできません。

4 (略)

5 その他の表示方法については、生鮮原材料と同じです。すなわち、(原原-19)で示したように、「国内製造」の表示に代えて、「○○県製造」といった都道府県での表示をすることができます。

《例1：中間加工原材料の製造地表示》・《例2：中間加工原材料の製造地表示(原料原産地名の事項欄を設けて表示)》 (略)

(新設)

《例3：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示》～《例5：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を原料原産地名の事項欄を設けて表示する際、当

該生鮮原材料が複数の中間加工原材料に使用されている場合》 (略)

(原原-43) 中間加工原材料の製造地の決め方を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 また、輸入された加工食品に対し、国内他社で何らかの行為を行ったものを仕入れ、それを中間加工原材料として用いるような場合については、(原原-44)を参照してください。

4 (略)

(原原-44) ~ (原原-47) (略)

(原原-48) 中間加工原材料の製造地表示においても、「又は表示」や「大括り表示」等は認められますか。

(答)

1 中間加工原材料の製造地表示においても、消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示が原則です。
しかしながら、製造地表示であっても、国別重量順表示が困難な場合に限り、一定の条件下で、「又は表示」、「大括り表示」及びそれらの併用を認めます。
認められる条件については、生鮮原材料の場合と全く同じです。(原原-27) ~ (原原-38) 参照

2 (略)

(原原-49) ~ (原原-67) (略)

(原原-68) 新たな原料原産地表示制度に基づいた表示を行う際、参考になるマニュアル等がありますか。

(答)

農林水産省において、新たな原料原産地表示制度に取り組む事業者が、円滑に対応する際に参考となるマニュアルを作成しています。

以下のURLから入手できますので、本Q&Aと共に、参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html

別添 弁当・惣菜に係る表示・別添 生食用牛肉に関する事項 (略)

別添 玄米及び精米に関する事項

該生鮮原材料が複数の中間加工原材料に使用されている場合》 (略)

(原原-42) 中間加工原材料の製造地の決め方を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 また、輸入された加工食品に対し、国内他社で何らかの行為を行ったものを仕入れ、それを中間加工原材料として用いるような場合については、(原原-43)を参照してください。

4 (略)

(原原-43) ~ (原原-46) (略)

(原原-47) 中間加工原材料の製造地表示においても、「又は表示」や「大括り表示」等は認められますか。

(答)

1 中間加工原材料の製造地表示においても、消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示が原則です。
しかしながら、製造地表示であっても、国別重量順表示が困難な場合に限り、一定の条件下で、「又は表示」、「大括り表示」及びそれらの併用を認めます。
認められる条件については、生鮮原材料の場合と全く同じです。(原原-26) ~ (原原-37) 参照

2 (略)

(原原-48) ~ (原原-66) (略)

(原原-67) 新たな原料原産地表示制度に基づいた表示を行う際、参考になるマニュアル等がありますか。

(答)

農林水産省において、新たな原料原産地表示制度に取り組む事業者が、円滑に対応する際に参考となるマニュアルを作成しています。

以下のURLから入手できますので、本Q&Aと共に、参考にしてください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html

別添 弁当・惣菜に係る表示・別添 生食用牛肉に関する事項 (略)

別添 玄米及び精米に関する事項

(玄米精米－1) 袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えてください。

(答)

1 表示すべき事項は、①名称、②原料玄米、③内容量、④精米時期、⑤食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号です。具体的には定められた様式(食品表示基準別記様式4)に基づき、次により表示します。

2 (略)

3 原料玄米は、

① 産地、品種及び産年(以下「産地等」という。)が同一であり、産地等の証明を受けた原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地等を併記します。

この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

(表示例)

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 〇〇年産		
内容量	〇 k g		
<u>精米時期</u>	〇〇. 〇〇. <u>〇旬</u>		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

②～④ (略)

4 (略)

5 精米時期は、原料玄米を精白した年月旬又は年月日を表示します。精米時期や輸入時期の異なるものを混合した場合には、それらの最も古い精米時期又は輸入時期を表示します。

6 (略)

(玄米精米－2) 食品表示基準の一部改正により、令和2年3月27日から、精米年月旬表示が認められることとなりましたが、その効果を教えてください。

(答)

(玄米精米－1) 袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えてください。

(答)

1 表示すべき事項は、①名称、②原料玄米、③内容量、④精米年月日、⑤食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号です。具体的には定められた様式(食品表示基準別記様式4)に基づき、次により表示します。

2 (略)

3 原料玄米は、

① 産地、品種及び産年(以下「産地等」という。)が同一であり、産地等の証明を受けた原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地等を併記します。

この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

(表示例)

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 〇〇年産		
内容量	〇 k g		
<u>精米年月日</u>	〇〇. 〇〇. <u>〇〇</u>		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

②～④ (略)

4 (略)

5 精米年月日は、原料玄米を精白した年月日を表示します。精米年月日や輸入年月日の異なるものを混合した場合には、それらの最も古い精米年月日又は輸入年月日を表示します。

6 (略)

(新設)

精米年月旬表示を認めることは、

- ① 消費者が一日でも精米年月日の新しい商品を買うといったような、過度な鮮度志向の消費行動を防ぎ、食品ロスや経済的損失（小売店は精米後一定期間経過した商品を値引き販売や販売外とする）の削減に寄与すること
 - ② 物流コストの増大傾向が抑制されることにより、商品価格への転嫁の抑制が期待されること
 - ③ トラックドライバー不足により多頻度・少量配送を常とする精米商品そのものの配送が困難になりかねない状況を緩和し、精米商品の安定配送を促進すること
- が期待されます。

（玄米精米－3）産年及び精米時期を欄外に表示する場合の方法を教えてください。

（答）

1 産年及び精米時期については、一括表示欄の該当する欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。（食品表示基準別記様式4備考3）

2・3 （略）

（玄米精米－4）精米時期は、どのように表示すればいいのですか。次のような表示方法では、差し支えありませんか。

- ① R02.10.01
- ② 2.10.上旬
- ③ 20.10.01
- ④ 2020.10.上旬

（答）

食品表示基準別記様式4の精米時期については、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の調製時期、精米時期又は輸入時期の項に基づき、表示する必要があります。表示するに当たっては、次のような表示方法が望ましいです。

- （ア）令和2年10月1日
- （イ）02.10.上旬
- （ウ）2020.10.01
- （エ）20.10.上旬

御質問の①～④については、消費者に誤認を与えない範囲と考えられますので、表示しても差し支えないと考えます。

（玄米精米－5）年月旬とは具体的にどのように表示すればいいのですか。

（答）

年月旬（旬については、「上旬」、「中旬」又は「下旬」の別）を表示するに当

（玄米精米－2）産年及び精米年月日を欄外に表示する場合の方法を教えてください。

（答）

1 産年及び精米年月日については、一括表示欄の該当する欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。（食品表示基準別記様式4備考3）

2・3 （略）

（玄米精米－3）精米年月日は、どのように表示すればいいのですか。次のような表示方法では、差し支えありませんか。

- ① R01.10.01
- ② 元.10.01
- ③ 19.10.01
- ④ 2019.10.01

（答）

食品表示基準別記様式4の精米年月日については、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の調製年月日、精米年月日又は輸入年月日の項に基づき、表示する必要があります。表示するに当たっては、次の表示方法が望ましいです。

- （ア）令和元年10月1日
- （イ）01.10.01
- （ウ）2019.10.01
- （エ）19.10.01

御質問の①～④については、消費者に誤認を与えない範囲と考えられますので、表示しても差し支えないと考えます。

（新設）

たつては、次のような表示方法が望ましいです。

(ア) 令和2年10月上旬

(イ) 02.10.中旬

(ウ) 2020.10.下旬

(エ) 20.10.中旬

なお、「上旬」とは、月の1日から10日までを、「中旬」とは、月の11日から20日までを、「下旬」とは、月の21日から末日までを指します。

(玄米精米-6) ~ (玄米精米-10) (略)

(玄米精米-11) 赤米、黒米、紫黒米等と呼ばれているいわゆる古代米はどのように表示すればいいのですか。また、一括表示欄の枠外に赤米、黒米、紫黒米と表示することは可能でしょうか。

(答)

1・2 (略)

(表示例)

① 産年について証明を受けた赤米の場合で、産年を表示する場合

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			10割
	国内産 (〇〇年産)			
内容量	〇 k g			
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇旬			

② 産年について証明を受けていない赤米の場合

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			10割
	国内産			
内容量	〇 k g			
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇〇			

(玄米精米-12) ~ (玄米精米-17) (略)

(玄米精米-18) 使用割合は、「割」ではなく「%」で表示してもよいのでしょうか。

(玄米精米-4) ~ (玄米精米-8) (略)

(玄米精米-9) 赤米、黒米、紫黒米等と呼ばれているいわゆる古代米はどのように表示すればいいのですか。また、一括表示欄の枠外に赤米、黒米、紫黒米と表示することは可能でしょうか。

(答)

1・2 (略)

(表示例)

① 産年について証明を受けた赤米の場合で、産年を表示する場合

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			10割
	国内産 (〇〇年産)			
内容量	〇 k g			
調製年月日	〇〇. 〇〇. 〇〇			

② 産年について証明を受けていない赤米の場合

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			10割
	国内産			
内容量	〇 k g			
調製年月日	〇〇. 〇〇. 〇〇			

(玄米精米-10) ~ (玄米精米-15) (略)

(玄米精米-16) 使用割合は、「割」ではなく「%」で表示してもよいのでしょうか。

平成21年1月の品質表示基準の改正により、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更になった経緯、また、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更されることで、表示の基準を緩めることにならないかについても併せて教えてください。

(答)

使用割合は「割」で表示しなければなりません。(食品表示基準別表第24の「玄米及び精米」の項参照。)

平成18年10月に開催された米の農産物検査等検討会において、単一原料米であっても意図せざる混入があることが示されました。これを受けて、食品の表示に関する共同会議において単一原料米以外の原料玄米の表示方法について議論を行った結果、表示を見た消費者が商品の内容について誤解することを防ぐため、商品の内容をより正確に反映した表示となるよう、「%」から「割」に変更することとしました。

また、「割」表示であっても、例えば、75%ならば「7.5割」のように、事実に基づいて表示することが求められますので、表示の基準を緩めるものではありません(玄米精米-24参照)。

(玄米精米-19) ~ (玄米精米-30) (略)

(玄米精米-31) 精米時期又は輸入時期が異なるものを混合した場合、精米時期又は輸入時期をどのように表示すればいいのですか。

(答)

- 1 精米時期又は輸入時期が異なる2種類以上の原料玄米を混合した精米については、精米時期又は輸入時期のうち、最も古い精米時期又は輸入時期を表示することとなります。
- 2 最も古いものが輸入時期である場合は、一括表示の様式中、精米時期を輸入時期とすることとなります。

(玄米精米-32) ~ (玄米精米-35) (略)

(玄米精米-36) 食品表示基準の一部改正により、令和2年3月27日から、精米年月日表示から精米時期表示になりましたが、改正前の「精米年月日」と表示した食品表示基準別記様式4を使用した米袋はいつまで使うことができますか。

(答)

経過措置期間が令和4年3月31日まで設けられており、それまでの間は、玄米にあっては調製したもの、精米にあっては精米したもの、輸入品にあっては輸入したものについては、それぞれ「調製年月日」、「精米年月日」又は「輸入年月日」と表示された食品表示基準別記様式4を使用することができます。なお、経

平成21年1月の品質表示基準の改正により、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更になった経緯、また、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更されることで、表示の基準を緩めることにならないかについても併せて教えてください。

(答)

使用割合は「割」で表示しなければなりません。(食品表示基準別表第24の「玄米及び精米」の項参照。)

平成18年10月に開催された米の農産物検査等検討会において、単一原料米であっても意図せざる混入があることが示されました。これを受けて、食品の表示に関する共同会議において単一原料米以外の原料玄米の表示方法について議論を行った結果、表示を見た消費者が商品の内容について誤解することを防ぐため、商品の内容をより正確に反映した表示となるよう、「%」から「割」に変更することとしました。

また、「割」表示であっても、例えば、75%ならば「7.5割」のように、事実に基づいて表示することが求められますので、表示の基準を緩めるものではありません(玄米精米-22参照)。

(玄米精米-17) ~ (玄米精米-28) (略)

(玄米精米-29) 精米年月日又は輸入年月日が異なるものを混合した場合、精米年月日又は輸入年月日をどのように表示すればいいのですか。

(答)

- 1 精米年月日又は輸入年月日が異なる2種類以上の原料玄米を混合した精米については、精米年月日又は輸入年月日のうち、最も古い精米年月日又は輸入年月日を表示することとなります。
- 2 最も古いものが輸入年月日である場合は、一括表示の様式中、精米年月日を輸入年月日とすることとなります。

(玄米精米-30) ~ (玄米精米-33) (略)

(新設)

過措置期間は設けられていますが、既に精米年月旬表示を可能とする食品表示基準の改正は施行されていますので、速やかに様式を切り替えることが望ましいです。

(玄米精米-37)「精米年月日」と表示した様式であっても、精米年月旬表示を行うことはできますか。

(新設)

(答)

(玄米精米-36)に示すとおり、令和4年3月31日までは「精米年月日」と表示された食品表示基準別記様式4の米袋を使用することができます。経過措置期間においては、あくまで改正前の当該様式の使用を認めているだけであり、既に精米年月旬表示を可能とする食品表示基準の改正は施行されていますので、改正前の「精米年月日」と表示した食品表示基準別記様式4の米袋を使用して、精米年月旬表示を行うことは差し支えありません。また、様式の新旧にかかわらず一括表示欄の該当する欄に記載箇所を表示し、精米時期を一括表示欄の外に表示する場合についても、一括表示欄の外に「精米年月日」と表示し、精米年月旬表示を行うことは差し支えありません。